

国民健康保険税の制度と 後期高齢者医療保険料率が変わります

◎ 税務課国民健康保険税担当 ☎ 5147

国民健康保険税の 制度改正などについて

■ 限度額の変更

保険税の限度額は、これまで77万円(介護保険対象外の世帯は65万円)でしたが、国の制度改正により平成26年度から81万円(介護保険対象外の世帯は67万円)に変更されます。

■ 低所得者に係る保険税軽減の変更

保険税(均等割・平等割)の軽減の対象範囲が見直され、平成26年度から世帯の軽減判定所得額が、表1のとおり変更になり、対象範囲が広がりました。

■ 納税通知書の送付

保険税の納税通知書は、7月中旬に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付していただき、口座振替の利用者については、納付書が同封されませんので、納税額と口座振替日を確認してください。また、納税組合の組合員については、加入している納税組合へ送付します。

表1 保険税の軽減判定所得額

軽減の割合	変更前(平成25年度)	変更後(平成26年度)
7割軽減	世帯の所得が、33万円を超えない世帯	変更なし
5割軽減	世帯の所得が「33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数+世帯主を除く特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯	世帯の所得が「33万円+(24.5万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯
2割軽減	世帯の所得が「33万円+(35万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯	世帯の所得が「33万円+(45万円×被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯

※軽減判定所得額は、世帯主を含む被保険者全員の合計額です。(世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも算入されます。)また、軽減の判定は、4月1日現在の世帯構成によって行われます。

後期高齢者医療保険料率 の改正などについて

後期高齢者医療制度では、被保険者(加入者)全員が保険料を納めます。保険料は、被保険者が均等に負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて計算される「所得割額」の合計額となります。保険料率については、宮城県後期高齢者医療広域連合により決定され、2年ごとに見直されます。

■ 平成26・27年度の保険料

被保険者均等割額(4万2千960円)+所得割額(基礎控除後の総所得金額など×8.56%)

※1人あたりの保険料の限度額は、57万円です。

※低所得者は、世帯主や被保険者本人の所得に応じて被保険者均等割額が軽減されます。

※被用者保険の被扶養者だった人や低所得者に係る保険料軽減の特例措置については、平成26年度においても継続されます。

■ 低所得者に係る保険料軽減の変更
保険料(均等割)の軽減の対象範囲が見直され、平成26年度から軽減判定所得額が、表2のとおり変更になり、対象範囲が広がりました。

■ 保険料額決定通知書の送付
保険料の納入通知書は、7月中旬

に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付していただきます。口座振替の利用者については、納付書が同封されませんので、保険料額と口座振替日を確認してください。※年金から引き落としの人(特別徴収)については、8月上旬に送付します。

■ 保険料の徴収方法

特別徴収は、年金の年額が18万円以上で、介護保険料との合計が年金額の2分の1を超えない場合など、普通徴収は、年度の途中で新たに加入した場合などの徴収方法です。※後期高齢者医療保険料は、原則として年金から引き落としとされますが、申し出により口座振替に変更することもできます。

表2 保険料の軽減判定所得額

対象となる条件	軽減の割合
世帯内の被保険者と世帯主の所得金額が、33万円以下の世帯	8.5割軽減
このうち世帯内の被保険者全員が、年金収入80万円以下の世帯	9割軽減
世帯内の被保険者と世帯主の所得金額が「33万円+24.5万円×被保険者数」を超えない世帯	5割軽減
世帯内の被保険者と世帯主の所得金額が「33万円+45万円×被保険者数」を超えない世帯	2割軽減

受けていますか？ 女性のためのがん検診

～女性特有のがんは、
早期発見・早期治療で治ります～

日本人の死因の第1位は、がんです。大崎市でも約3人に1人が、がんで亡くなっています。

がんは、早期発見・早期治療で治る病気です。特に、乳がんは、早めに治療を始めれば90%以上の確率で治るといわれています。早期発見のためには、定期的な検診で、がんがあるかないかを調べるのが大切です。あなたの健康のため、大切な家族の安心のために、ぜひ検診を受けましょう。

◎ 健康推進課成人保健担当 ☎ 23-5311

■ 女性のがんの傾向とは？

乳がんは、女性がかかるがんの中で最も多いがんです。乳がんにかかる人は、30代から増え始め40～60代に特に多い病気です。

子宮頸がん(子宮の入り口にできるがん)は、近年20～30代の若年層に増えています。

■ 月に1回は自己検診を！

乳がんは、自分で発見できる数少ないがんです。月に1回(月経が終わって1週間後、閉経後の人は月に1回実施する日を決めてなど)指で乳房全体をまんべんなく触り、異常がないかを確認することで、がんの早期発見率が高まります。

【自己検診の方法】

おおむけになり検査する方の肩の下に折りたたんだタオルなどを入れ、乳房が胸の上で平たく広がるようにします。

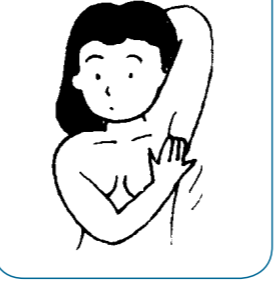
①そろえた3本の指の腹を使って、しこりがないか、乳房の内側半分を調べます。



②腕を自然な位置に下げ、指の腹を使って、しこりがないか、乳房の外側半分を調べます。



③わきの下に3本指を差し入れ、指先でリンパ節がココロしていないかを調べます。



※異常を発見した場合は、医療機関を受診してください。

■ 乳がん・子宮頸がん検診(個別検診)が始まります！

項目	乳がん検診			子宮頸がん検診	
期間	8月1日(金)～11月28日(金)			7月1日(火)～11月29日(土)	
対象者 (平成27年3月31日基準)	30～39歳の女性	40～64歳で偶数年齢の女性	66歳以上で偶数年齢の女性	20～69歳の女性	70歳以上の女性(65～69歳の後期高齢者医療制度の被保険者)
内容	超音波検査	マンモグラフィ2方向	マンモグラフィ1方向	問診・視診・内診・頸部細胞診	※医師が必要と認めた場合は体部細胞診も実施します。
※視触診は実施しません。					
料金	1,800円	2,400円	500円	2,100円	700円
受診方法	市で発行した受診票(特定の年齢に達した人は、無料クーポン券)、健康保険証、検診料金を持参し、郵送している検診のお知らせの「市指定医療機関一覧表」を確認の上、直接受診してください。※乳がん検診は、完全予約制です。子宮頸がん検診も医療機関によっては、予約が必要な場合があります。※各地域で検診バスを利用した集団検診も実施します。詳しい日程などを、広報おおさきに掲載しますので確認してください。※今からでも申し込みできますので、お問い合わせください。				

次のような人は要注意！

次のような人は、乳がんのリスクが高くなります。

- 40歳以上である
- 初産年齢が遅い、あるいは出産経験がない
- 初潮年齢が早い(12歳以前)、閉経年齢が遅い(55歳以上)
- 過去に乳がんになったことがある
- 家族(特に母、姉妹、祖母)に乳がんになった人がいる
- 乳腺疾患にかかったことがある
- 乳がん検診を受けたことがない
- 脂肪分(特に動物性脂肪)の多い食べ物を好む

1つでも当てはまる人は、定期的な検診と日常的な自己検診を心掛けましょう。